



妻の勤め先収入



- 家計調査（二人以上の世帯）結果より -

人口減少社会を迎えている我が国では、今後いかに労働力を確保していくかが大きな課題となっています。その対応策の一つとして、子育て中の女性など、女性の就労を更に促進する検討などが行われています。そこで、今月は二人以上の世帯のうち勤労者世帯における妻の勤め先収入¹などについて、家計調査の結果から見てみましょう。

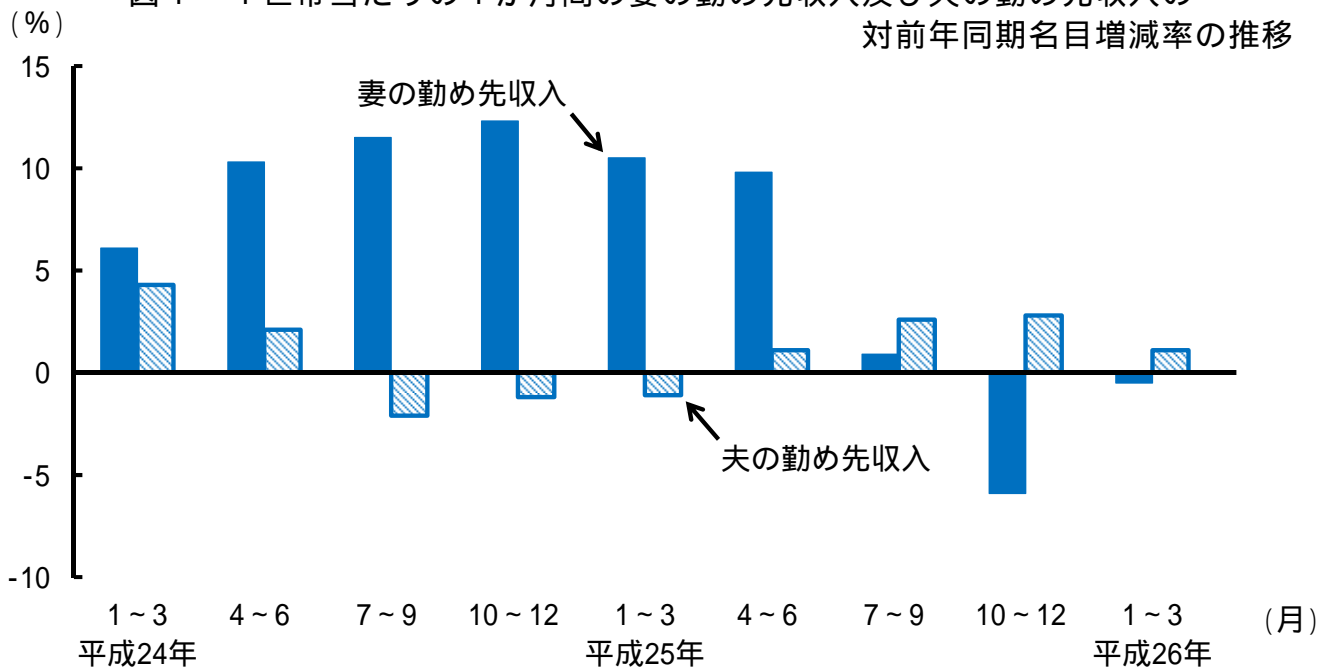
1 妻の勤め先収入とは、家計調査の勤め先収入のうち、世帯主の配偶者の収入（うち女性）のことを言います。

夫の収入が伸び悩む中で妻の収入は大きく増加

まず、1世帯当たりの1か月間の妻の勤め先収入について、最近の動きを四半期別に見てみると、ここ3期ぐらいの間は大きな変化はありませんが、平成24年4～6月期から25年4～6月期にかけては、夫の勤め先収入²が伸び悩む中、妻の勤め先収入は前年同期に比べ10%前後増加しています。経済状況が厳しくなり、夫の収入が減っている中、妻の収入が世帯収入の中でますます重要になってきていることがうかがわれます（図1）。

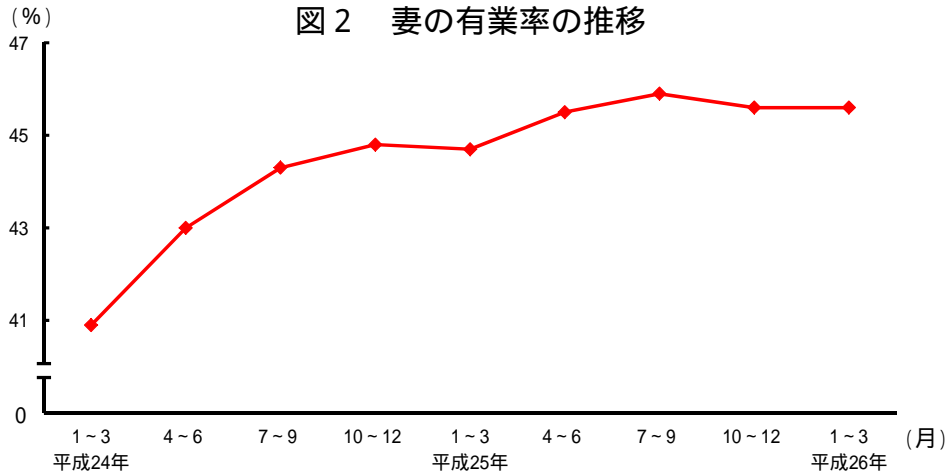
2 夫の勤め先収入とは、家計調査の勤め先収入のうち、世帯主収入（うち男性）のことを言います。

図1 1世帯当たりの1か月間の妻の勤め先収入及び夫の勤め先収入の対前年同期名目増減率の推移



妻の有業率は上昇傾向

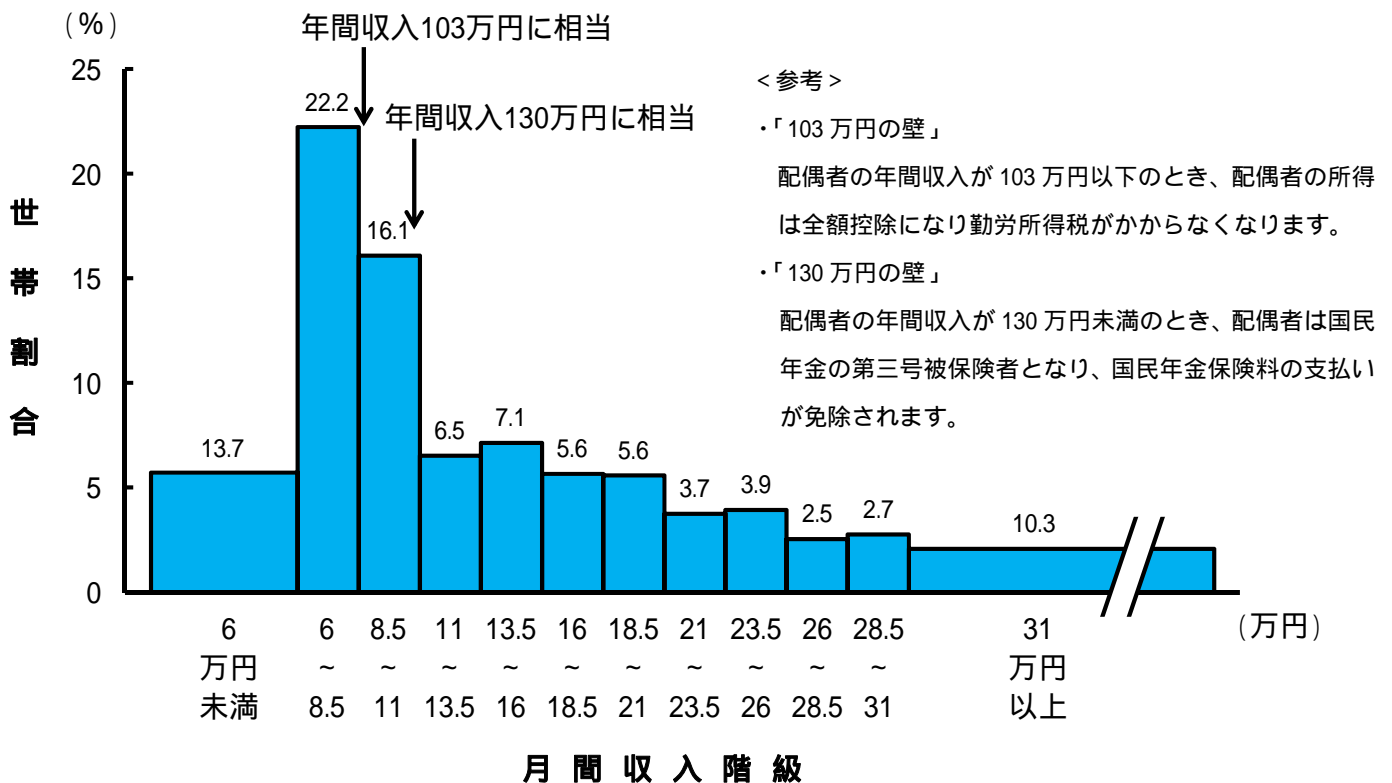
次に、妻の有業率について、最近の動きを四半期別に見てみると、平成24年1～3月期は40.9%でしたが、その後上昇し、26年1～3月期は45.6%と、この2年の間に、約5ポイント上昇しています（図2）。



実在する103万円と130万円の「壁」

妻の収入については、税金や社会保険料などの制度上の制約もあり、年間収入103万円や130万円のところに「壁」と言われています。そこで、妻の勤め先収入の分布³を見てみると、図3のように、年間収入が103万円未満に相当する月間収入8.5万円未満が3割を超え、年間収入が130万円未満に相当する月間収入11万円未満が5割以上となっており、上記の「壁」が影響していることがわかります。

図3 妻の勤め先収入の分布³（平成25年9～11月⁴平均）



3 世帯主の配偶者の収入(うち女性)のあった世帯全体を100とした百分率(%)で分布を表しています。なお、妻の勤め先収入の分布については、分析のため特別集計したものです。

4 期末手当などの一時金やボーナスなどの影響を受けにくい時期を選んで分析を行っています。